

指定訪問介護 重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次の通りです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 EVER GREEN
主たる事務所の所在地	〒406-0014 山梨県笛吹市春日居町国府 271-6
代表者（職名・氏名）	代表取締役 飯島 康之
設立年月日	令和5年3月15日
電話番号	0553-34-6258

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問介護事業所エバーグリーン
サービスの種類	訪問介護
事業所の所在地	〒406-0014 山梨県笛吹市春日居町国府 271-6
電話番号	0553-34-6258
指定年月日・事業所番号	令和5年10月1日指定 ・ 1971801517
管理者の氏名	飯島 康之
通常の事業の実施地域	笛吹市 山梨市 甲州市 甲府市 都留市 大月市

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問介護は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、食事、排せつ等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 (起床介助、排泄介助、食事介助、更衣介助、体位変換、服薬介助、通院・外出介助など)
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 (調理、洗濯、洗濯、衣服の整理など)
通院等のための乗車又は降車の介助	通院や外出のため、訪問介護員等が運転する車両への乗車又は降車の介助とあわせて、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助や、通院先もしくは外出先での受診等の手続きや移動等の介助を行います。

5. 営業時間

営業日	月曜日～土曜日 ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除きます。
営業時間	月曜日～金曜日：午前8時～17時まで 土曜日：9時～14時まで

6. 事業所の職員体制

従業者の種類	勤務の形態・人数
看護師	常勤 3人
介護福祉士	常勤 1人以上
介護職員初任者研修課過修了者	常勤 2人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記の通りです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出下さい。

サービス提供責任者の氏名	飯島 由美華
--------------	--------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の基本利用料は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業の利用料

【訪問介護基本部分】

サービスの内容

○身体介護中心型

1回あたりの所要時間	基本料金 ※(注1)参照	利用者負担額 (自己負担1割の場合) (=基本利用料の1割※(注2)参照)
20分未満	1,630円	163円
20分以上30分未満	2,440円	244円
30分以上1時間未満	3,870円	387円
1時間30分以上	30分増す毎に820円加算	30分増す毎に82円加算
引き続き「生活援助中心型」を算定する場合	25分増す毎に650円加算 (身体介護の所要時間が20分以上の場合に限る。)	25分増す毎に65円を加算

○生活援助中心型

20分以上45分未満	1,790円	179円
45分以上	2,200円	220円

○通院等乗降介助

通院等のための乗降又は降車の介助	970円	97円
------------------	------	-----

【訪問介護基本部分】

サービスの内容

○身体介護と生活援助を組み合わせる場合

1回あたりの所要時間	基本料金	利用者負担額 (自己負担1割の場合)
身体介護20分以上30分未満 に引き続き生活援助20分以上 45分未満	3,090円	309円
身体介護20分以上30分未満 に引き続き生活援助45分以上 70分未満	3,740円	374円
身体介護30分以上60分未満 に引き続き生活援助20分以上 45分未満	4,520円	452円
身体介護30分以上60分未満 に引き続き生活援助45分以上 70分未満	5,170円	517円
身体介護60分以上90分未満 に引き続き生活援助20分以上 45分未満	6,320円	632円
身体介護60分以上90分未満 に引き続き生活援助45分以上 70分未満	6,970円	697円

(注1) 「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。

(注2) 上記本文にも記載の通り、介護保険給付の指定限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の金額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額 (基本利用料)
夜間・早朝、深夜加算	夜間(18時～22時)又は 早朝(6時～8時)にサービス提 供する場合	基本部分の25%
	深夜(22時～6時)にサービス提 供する場合	基本部分の50%

	供する場合	
中山間地域における小規模事業所加算※	当事業所が特別地域に所属せず、1月あたりの延べ訪問回数が200回以下の小規模事業所である場合	基本部分の10%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算※	中山間地域において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	基本部分の5%
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合（1月につき）	2,000円/200円（自己負担1割の場合の利用者負担金）
介護職員処遇改善加算Ⅲ※	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金の18.2%（基本料金＋各種加算減算）

（注）※印の加算は区分限度額の算定対象からは除かれます。

（2）介護タクシー料金

介護保険が適応されるのは「通院等のための乗降又は降車の介助」のみの為運賃は自費でご負担いただきます。（介護保険利用時、距離によって割引があります。）

基本料金

距離制運賃	初乗 1.8Kmまで 750円 275m増すごとに 90円
時間制運賃	30分 3,560円 1分40秒ごとに 90円

上記料金適応地域は山梨県交通圏とし、発地・着地双方または、いずれかが山梨県交通圏である場合に限ります。

運賃及び料金並びに適応方法について、今後当社が変更許可申請を行い許可を受けた場合には、本書記載の運賃等によらず、変更後の運賃等を適応することとします。関係法令等の改正や運賃の改定、その他の事由により、運賃や適応方法等を変更する場合があります。

（3）その他の料金

【キャンセル料】

- 利用予定日の前日17時までにご連絡頂いた場合・・・不要
- 利用日の前日17時以降にご連絡頂いた場合・・・500円
- 無断キャンセルの場合（サービス開始2時間前まで）・・・1,500円
- 院内介助等、実費サービス・・・最初の1時間4000円、以降30分700円
- サービス提供にあたり、必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用は利用者様のご負担となります。

（4）支払方法

利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

○現金払い

○銀行振込

振込先 甲府信用金庫 石和支店 普通口座 0204427 カ) エバーグリーン

(サービスを利用した月の翌月の20日(祝休日の場合は直前の平日)までに、上記の口座にお振込みください。)

※利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにも関わらず、支払期日から2月以上遅延し、さらに支払の督促から14日以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により、事故が発生した場合には、利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

事業所相談窓口	電話番号 0553-34-6258
---------	-------------------

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。
・面接場所は当事業所の相談室にて行います。

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関

笛吹市窓口	電話番号 055-261-1903
国保連合会窓口	電話番号 055-233-9201

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下の通りです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご理解ください。
- ・医療行為及び医療補助行為(看護師免許を持つ職員がサービス提供を行う場合は、医師の指示のもと、必要に応じて看護的応急処置等を行う場合もあります。)
 - ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取り扱い
 - ・他の家族の方に対する食事の準備など

- ・本人不在時のサービスの提供
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の看護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者
法人名 株式会社 EVER GREEN
代表取締役 飯島 康之

事業所 訪問介護事業所エバーグリーン
管理者 飯島 康之

説明者

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

[利用者]

住所

氏名

[代理人]

住所

氏名

(利用者との関係)